

公益財団法人横浜市建築保全公社評議員及び役員の報酬並びに費用に関する 規程

制定 平成 23 年 4 月 1 日 規程第 21 号

改定 平成 25 年 4 月 1 日 規程第 5 号

改定 平成 26 年 4 月 1 日 規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「本公社」という。）の定款第 13 条及び第 30 条の規定に基づき評議員及び役員の報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、代表理事及び業務執行理事をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員及び常勤以外の役員には、次の各号に定めるところにより報酬を支給することができる。

- (1) 評議員については、評議員会に出席したときに支給することができる。
- (2) 理事については、理事会に出席したときに支給することができる。
- (3) 監事については、理事会又は評議員会に出席したとき並びに財産及び業務執行の状況について監査を行ったときに支給することができる。
- (4) 前各号で支給する額については、別表 1 及び 2 に定めるものとする。

2 常勤役員には、報酬及び費用を支給することができる。このほか、いかなる手当その他の金品等も支給することはできない。

(常勤役員の報酬等)

第 4 条 常勤役員に支給する報酬額は、別表 3 を限度として、理事会の決議を経て、理事長が決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する報酬及び費用の支給方法は、別に定める給与規程等に準ずる。
- 3 常勤役員の報酬について、この規程に定めのないもの、又は運営上疑義のあるものについては、横浜市の「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」を準用するものとする。

(公表)

第 5 条 本公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 評議員及び常勤以外の役員報酬

役 職	理事会又は評議員会出席時
評議員	2万円
常勤以外の役員	2万円

別表2 監事の報酬

	財産及び業務執行の監査時	理事会又は評議員会出席時
公認会計士	23万1千円	2万円
上記以外の者	2万円	2万円

別表3 常勤役員報酬限度額

役 職	年収限度額
代表理事	900万円
業務執行理事	850万円